

二類感染症患者入院診療加算の点数が変更(3/1～)

新型コロナウイルス感染症の疑い患者を外来診療した場合に算定できる、二類感染症患者入院診療加算(250点)の点数が明日から引き下げられます。なお、算定要件や請求コードの変更はされていません。(出典:令和4年10月26日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」)

【二類感染症患者入院診療加算】

○点数

令和4年11月1日～令和5年2月28日	250点
令和5年3月1日～31日 (4月1日以降は算定不可)	147点

【その他】

- ① コロナ疑い患者又は陽性患者へ対面診療を行った場合の「院内トリージ実施料(300点)」は引き続き算定可能。(令和5年2月28日現在、算定期限は示されていない)
- ② 「院内トリージ実施料(300点)」と「二類感染症患者入院診療加算(147点)」は、小児科外来診療料又は小児かかりつけ診療料と併せて算定可能。
- ③ コロナ陽性患者へ対面によりコロナに係る診療を行った場合の「救急医療管理加算(外来:950点 往診・訪問診療:2,850点)」は引き続き算定可能。(令和5年2月28日現在、算定期限は示されていない)
- ④ コロナ陽性患者へ電話等によりコロナに係る診療を行った場合の「二類感染症患者入院診療加算(250点)」は引き続き算定可能。(令和5年2月28日現在、算定期限は示されていない)
- ⑤ 重症化リスクの高いコロナ陽性患者へ電話等によりコロナに係る診療を行った場合の「電話等による診療(147点)」は令和5年3月31日まで引き続き算定可能。(令和5年4月1日以降は算定不可)

※ 本ニュースや算定についてのお問い合わせは FAX 又はメールにてご連絡ください。

佐賀県保険医協会

TEL : 0952-29-1933 FAX : 0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp HP : <http://saga-doc.jp/>